別紙１

暴　力　団　排　除　条　項　に　つ　い　て

１．第１０条第４号関係	
条項	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
説明	上記のとおり
２．第１０条第６号関係	
条項	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前記１に該当するもの
説明	「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」とは、以下の者以外の未成年者をいう。 ①　親権者又は後見人から営業を許可された者（民法第６条） ②　婚姻により成年に達したものとみなされる者（民法第７５３条）
３．第１０条第７号関係	
条項	法人であって、その役員のうちに前記１又は２のいずれかに該当する者があるもの
説明	①　「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員及び監事、監査役又はこれらに準ずる者をいう。 ②　「理事」、「監事」とは、財団法人及び社団法人等におけるものである。 ③　「取締役」、「執行役」、「業務を執行する社員」、「監査役」とは、会社法の株式会社、持分会社等におけるものである。 ④　前記①の「これらに準ずる者」とは、法人格を有する他の団体における役員で、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役と名称は異なるが、これらに準ずる者をいう。
４．第１０条第８号関係	
条項	暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者がその事業活動を支配する者
説明	「暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者がその事業活動を支配する者」とは、典型的には暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）が自己又は他人の名義で多額の出資をし、これを背景として事業活動に相当の影響力を及ぼしている法人のほか、例えば、融資関係、人的派遣関係、株式所有関係又は取引関係等を通じて、結果的に暴力団員等が事業活動に相当程度の影響力を有するに至っているものが含まれる。 ①　具体的には、次の事由を有する者がこれに該当すると考えられるが、該当性の判断にあたっては、これらの事由を個別具体的かつ総合的に検討する。 ア　暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、入札参加事業者（法人の場合の役員を含む。）であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有していること。 イ　暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること、又は売買、請負、委任その他の多額の有償契約を締結していること。 ウ　法第１０条第７号の「役員」ではないが、当該役員と同等以上の支配力を有していること。 ②　前記ウの「役員と同等以上の支配力を有する」か否かは、その者が自己の地位や権限などに基づいて法人の意思決定に関し、どの程度実質的な影響力を及ぼし得るかを個々具体的に判断しなければならないが、例えば、次のような者は、これに該当することが多いと考えられる。 ア　相談役又は顧問の名称を有する者 イ　発行済株式の総数の１００分の５以上の株式を所有する株主 ウ　出資総額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者 エ　自己の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）を傀儡として当該法人の役員に就任させている者
５．第１０条第９号関係	
条項	その者の親会社等(その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。）が前記１から４までのいずれかに該当する者
説明	「その者の親会社等」とは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第３条に規定するものをいう。 ①　施行令第３条第１項第１号の「株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主」とは、「株の発行者（自己株式の場合）」、「株式持ち合いの場合の株式所有者」等をいう。 ②　同条第２号及び第３号の「役員」には、社団法人等の「監事」及び株式会社等の「監査役」等の監査関係の役員は含まれない。

参　　照　　条　　文

【競争の導入による公共サービスの改革に関する法律】

（定義）

第２条　～５　（略）

６　この法律において「官民競争入札」とは、次に掲げる手続をいう。

一　公共サービス改革基本方針（第７条に規定する公共サービス改革基本方針をいう。次項第１号において同じ。）において選定された国の行政機関等の公共サービスについて、国の行政機関等と民間事業者との間において、これを実施する者を決定するための手続であって、第３章第１節の規定により行われるもの

二　（略）

７　この法律において「民間競争入札」とは、次に掲げる手続をいう。

一　公共サービス改革基本方針において選定された国の行政機関等の公共サービスについて、民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続であって、第３章第２節の規定により行われるもの

二　（略）

８～　（略）

（欠格事由）

第１０条　次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。

一　～　三　（略）

四　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

五　（略）

六　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

七　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

八　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者がその事業活動を支配する者

九　その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。）が前各号のいずれかに該当する者

十　～　（略）

（準用）

第１５条　第１０条、第１１条第１項、第１２条並びに第１３条第１項及び第３項の規定は、国の行政機関等の長等が実施する民間競争入札について準用する。この場合において、第１２条中「第９条第２項第５号」とあるのは「第１４条第２項第５号」と、「前条第１項及び第２項」とあるのは「前条第１項」と、「その評価を行うものとする。この場

合において、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない」とあるのは「その評価を行うものとする」と、第１３条第１項中「前条の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第１１条第２項の書類の内容よりも」とあるのは「前条の評価に従い、」と、「有利な申込みをした民間事業者があった場合は、当該民間事業者のうち最も」とあるのは「最も」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「第１項」と、「政令で定めるもの又は国の行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び国の行政機関等の長等が作成した第１１条第２項の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの」と読み替えるものとする。

（契約の解除）

第２２条　国の行政機関の長等は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第２０条第１項の契約を解除できる。

一　公共サービス実施民間事業者が次のいずれかに該当するとき。

イ　偽りその他不正の行為により落札者となったとき。

ロ　第９条第２項第３号若しくは第１０条（第１１号を除く。）の規定による官民競争入札に参加する者に必要な資格の要件又は第１４条第２項第３号若しくは第１５条において準用する第１０条（第１１号を除く。）の規定による民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。

ハ ～ （略）

（報告の徴収等）

第２６条　国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、対象公共サービスの実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に当該公共サービス実施民間事業者の事務所に立ち入り、当該対象公共サービスの実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　（略）

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

４　（略）

【競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令】

（親会社等）

第３条　法第１０条第９号（法第１５条、第１７条及び第１９条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、官民競争入札又は民間競争入札に参加しようとする者に対して次のいずれかの関係（次項において「特定支配関係」という。）を有する者とする。

一　その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第２号において同じ。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。

二　その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）に占める自己の役員又は職員（過去２年間に役員又は職員であった者を含む。次号において同じ。）の割合が２分の１を超えていること。

三　その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。

２　ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者は、その者に対して特定支配関係を有する者とみなして、この条の規定を適用する。

【暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律】

（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　暴力的不法行為等　別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

二　暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

三 ～ 五 （略）

六　暴力団員　暴力団の構成員をいう。

七 ～（略）

【　民　法　】

（成年）

第４条　年齢１８歳をもって、成年とする。

（未成年者の法律行為）

第５条　未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

２　前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

３　第１項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めないで処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

（未成年者の営業の許可）

第６条　一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。

２ ～ （略）

（親権者）

第８１８条　成年に達しない子は、父母の親権に服する。

２　子が養子であるときは、養親の親権に服する。

３　親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。

（財産の管理及び代表）

第８２４条　親権を行う者は、子の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。ただし、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない。

第８３８条　後見は、次に掲げる場合に開始する。

一　未成年者に対して親権を行う者がないとき、又は親権を行う者が管理権を有しないとき。

二　後見開始の審判があったとき。

（財産の管理及び代表）

第８５９条　後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する。

２　第８２４条ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

【　会　社　法　】

（議決権の数）

第３０８条　株主（株式会社がその総株主の議決権の４分の１以上を有することその他の事由を通じて株式会社がその経営を実質的に支配することが可能な関係にある者として法務省令で定める株主を除く）は、株主総会において、その有する株式１株につき１個の議決権を有する。ただし、単元株式数を定款で定めている場合には、１単元の株式につき１個の議決権を有する。

２　前項の規定にかかわらず、株式会社は、自己株式については、議決権を有しない。

【個人情報の保護に関する法律】

（利用目的の明示）

第６２条　行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一　人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二　利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三　利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（利用及び提供の制限）

第６９条　行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

２　前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二　行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三　他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

３　前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

４　行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。